

発火性危険物の出し方

分別区分 資源物「発火性危険物」

対象品目

搬入日

資源物(全品目)の収集日

1 電池類

例＝乾電池(アルカリ・マンガン電池)、リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、ボタン電池、コイン電池、充電式電池、コードレス掃除機や電動アシスト自転車用のバッテリーなど
※鉛蓄電池(自動車用バッテリーなど)は対象外

2 充電式電化製品

例＝充電式シェーバー、加熱式タバコ、電子タバコ、モバイルバッテリー、充電式扇風機、ワイヤレスイヤホン
※電池が本体から取り外せない電化製品で、長さ25cm以内のものが対象

3 ガス缶類

例＝カセットボンベ、スプレー缶、エアゾール缶

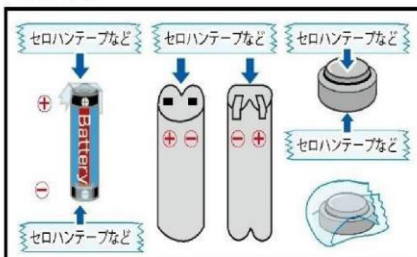
キャップは「プラスチック類」

4 ライター類

例＝使い捨てライター、着火ライター

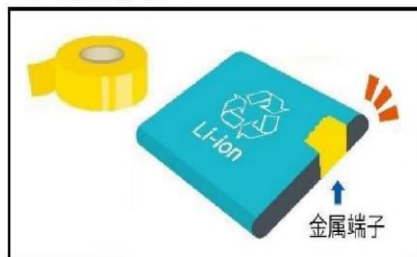
【搬入時の留意事項】

●電池類



露出している電極および端子部分にセロハンテープまたはビニールテープなどで絶縁処理を行う。※個別にテープを貼る。

●充電式電化製品



金属端子部分にセロハンテープまたはビニールテープなどで絶縁処理を行う。

●ガス缶類・ライター類



完全に使いきってから出す。ガス缶類の、穴あけは不要。
※ガス缶のキャップは外して「プラスチック類」へ

【出し方の手順】

手順1 種類ごとに分別する



手順2 分別した種類ごとに袋に入れる



手順3 それぞれの搬入日に出す



【缶類(アルミ缶・スチール缶)のふたの出し方】

ふたは、リサイクルマーク(識別表示マーク)の表示がある場合は表示の「缶類」へ、表示が無い場合で、缶本体と切り離した場合は「燃やせないごみ」へ出してください。

膨張・変形したものおよび長さ25cmを超える充電式電化製品は、川内クリーンセンター、上甕島一般廃棄物中継施設、下甕一般廃棄物中継施設へ直接搬入されるか、[問](#)にお問い合わせください。

※100kgまで300円、100kgを超える場合は100kg単位で300円ずつ加算されます。

※詳しくは、[市田](#)をご確認ください。

[問](#) 本庁環境課廃棄物政策G(内4341)



▲市田